

入間市水道事業給水条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(手数料)</p> <p>第30条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。</p> <p>(1) 法第16条の2第1項の指定をするとき。 1件につき 10,000円</p> <p><u>(2) 法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新をするとき。</u> <u>1件につき 10,000円</u></p> <p><u>(3)～(9) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第30条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。</p> <p>(1) 法第16条の2第1項の指定をするとき。 1件につき 10,000円</p> <p><u>(2)～(8) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第5条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p>